

1 議 事 日 程（初日）

〔平成22年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成22年6月2日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	報告第1号 平成21年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について
日程第5	報告第2号 平成21年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて
日程第6	報告第3号 平成21年度太宰府市水道事業会計予算繰越について
日程第7	報告第4号 平成21年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について
日程第8	報告第5号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について
日程第9	報告第6号 財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について
日程第10	報告第7号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について
日程第11	議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）
日程第12	議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第13	議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）
日程第14	議案第36号 太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について
日程第15	議案第37号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第38号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第39号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第40号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第41号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第42号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第43号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について
日程第22	議案第44号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について
日程第23	議案第45号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について
日程第24	議案第46号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
日程第25	議案第47号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第48号 太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について
 日程第27 議案第49号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
 日程第28 議案第50号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第29 議案第51号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について
 日程第30 議案第52号 太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
 日程第31 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原 田 久美子 議員	2番	藤 井 雅 之 議員
3番	長谷川 公 成 議員	4番	渡 邊 美 穂 議員
5番	後 藤 邦 晴 議員	7番	橋 本 健 議員
8番	中 林 宗 樹 議員	9番	門 田 直 樹 議員
10番	小 柳 道 枝 議員	11番	安 部 啓 治 議員
12番	大 田 勝 義 議員	13番	清 水 章 一 議員
14番	安 部 陽 議員	15番	佐 伯 修 議員
16番	村 山 弘 行 議員	17番	田 川 武 茂 議員
18番	福 廣 和 美 議員	19番	武 藤 哲 志 議員
20番	不 老 光 幸 議員		

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

11番	安 部 啓 治 議員	12番	大 田 勝 義 議員
-----	------------	-----	------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	木 村 甚 治
協働のまち 推進担当部長	三 笠 哲 生	市民生活部長	和 田 有 司
健康福祉部長	和 田 敏 信	建設経済部長	齋 藤 廣 之
会計管理者併 上下水道部長	宮 原 勝 美	教 育 部 長	山 田 純 裕
総 務 課 長	大 薮 勝 一	経営企画課長	今 泉 憲 治
市 民 課 長	原 野 敏 彦	税 務 課 長	久保山 元 信
福 祉 課 長	宮 原 仁	国保年金課長	坂 口 進
都市整備課長	神 原 稔	上下水道課長	松 本 芳 生
生涯学習課長	古 川 芳 文	監査委員事務局長	関 啓 子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	田 中 利 雄	議 事 課 長	櫻 井 三 郎
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩

書 記 茂 田 和 紀

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成22年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

11番、安部啓治議員

12番、大田勝義議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

定例会の会期は、本日から6月18日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4から日程第10まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成21年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第10、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第2回太宰府市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変ご多用中の中にご参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日、第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、地域コミュニティづくりについてでございます。

平成21年度から新たな自治会制度がスタートいたしまして、自治会を基礎的な単位としながらも小学校区ごとに連携、協議していただく校区自治協議会も設立がなされ、平成22年度につきましても各校区自治協議会の総会がすべて開催されたところでございます。各校区自治協議会におかれましては、地域におけるさまざまな課題解決に対し、積極的に取り組んでいただいております。今後とも自治会、校区協議会、行政が一体となり、ともにまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご支援とご協力を心からお願いを申し上げます。

次に、市民の外出支援についてでございます。

湯の谷地区及び湯の谷西地区から、高齢者や交通弱者に対する外出支援の要望が出されているところでございますが、平成22年1月から地域説明会を行い、地域の実情に応じた検討を重ねてまいりました。

その後、両区自治会におきまして、行政と住民代表合同で湯の谷地区公共交通検討委員会を設立し、数回にわたり新しい交通網を検討してまいりました。今後、法定協議会でございます公共交通会議を設置をし、方針の決定等を行うことといたしており、年度内運行に向けて努力してまいりたい、このように思っております。

次に、安全・安心のまちづくりについてでございます。

防災についてでございますが、福岡県による土砂災害防止法に基づく特別警戒区域や警戒区域の指定及び浸水想定区域の見直しを受けるとともに、昨年7月末の中国・九州北部豪雨災害を教訓として本部体制の見直し等を行い、間もなく迎える梅雨時期に向けた体制を整えております。また、4月より新たに防災専門官を1名配置しておりまして、今後、地域自主防災組織の指導育成に継続して取り組み、地域の防災力向上を図ってまいります。

また、平成19年度より年次計画により進めておりました学校の耐震補強工事が、平成22年度

に実施します学業院中学校と太宰府南小学校をもちまして市内公立小・中学校におきましてすべて完了することとなります。夏休み期間中に工事に入りまして、平成22年9月末完成を目途といたしております。

次に、景観づくりについてでございます。

本市は、平成20年5月に景観行政団体になっておりまして、多彩な取り組みを行ってまいりましたけれども、太宰府特有の風景を未来に伝えていくことに加えまして、太宰府の風土の中で守り育てられてきた有形、無形の文化遺産を物語とともに伝えていく市民遺産の活用を目指しまして、太宰府市景観まちづくりの計画や太宰府市景観計画の策定に取り組んでおります。現在、計画素案を公表をし、市民の皆様のご意見を伺うパブリックコメントを募集しておりますのでございます。今後は市民の皆様からいただいたご意見を生かしながら、9月議会におきまして景観条例を提案できるよう努力してまいりたい、このように思っております。

最後に、子育て環境の整備についてでございます。

子育て支援につきましては、平成26年度を目標年度とする次世代育成支援対策後期行動計画、いわゆる「にこにこプラン」を本年3月に策定完了いたしましたので、本年度から5カ年で子育て支援のさらなる充実を図ってまいります所存でございます。

その一つといたしまして、私のマニフェストにも掲げております待機児童ゼロ作戦の推進でございますが、南保育所の定数拡大に続きまして、社会福祉法人によります認可保育所の新設を進めております。福岡県との調整も整いましたので、今後用地取得、発掘調査等を経て、平成23年2月末には施設の完成、同年4月に児童の入所受け入れを行うようにいたしております。

なお、本年4月に施行された法律に基づきまして支給される子ども手当についてでございますけれども、制度の周知並びに手続関係も順調に進んでおりまして、6月10日に第1回目の子ども手当を支給するところで準備を進めておりますことをご報告申し上げておきたいと思っております。

さて、私が、市民の皆様のご支援をいただき市長に就任をいたしまして、早いもので任期の最終年を迎えております。

市民の皆様、議員の各位のご理解とご協力を賜り、約束をいたしました政策、マニフェストの実現に全力を傾注していく所存でございます。これからも市民が住み続けたい、来訪者がまた訪れたいと感じるまちを目指しまして、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府の実現に向けまして邁進してまいりたいと、このように思っております。市民の皆様を初め、議員各位のご理解とご協力を、そしてご支援をどうぞよろしくお願い申し上げたいと思っております。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第7号まで一括してご説明を申し上げます。

まず最初に、報告第1号「平成21年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明を

申し上げます。

平成21年度の繰越明許費は、計23件の事業について設定をしておりましたが、繰越額が確定をいたしましたのでご報告をさせていただきます。

繰越総額は、4億8,550万5,830円で、そのうち主なものといたしましては、国の経済対策事業8件、学校校舎耐震補強事業2件、災害復旧事業3件でございます。

財源内訳は、国庫補助金や市債などの特定財源が3億6,350万8,050円ございまして、一般財源が1億2,199万7,780円となっております。

次に、報告第2号「平成21年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明を申し上げます。

平成21年度につきましては、文化財施設災害復旧事業と衛生施設災害復旧事業の2件の事故繰越を行っております。

繰越総額は2,516万5,350円でございます。

次に、報告第3号「平成21年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」ご説明を申し上げます。

平成21年度の建設改良費の配水施設費のうち、配水管新設に伴う工事費9件及び補償金1件、計10件ございまして、総額2億3,811万円の繰り越しを行っております。

次に、報告第4号「平成21年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明を申し上げます。

平成21年度の建設改良費の公共下水道整備費のうち、雨水幹線築造工事等6件、総額1億7,953万4,000円の繰り越しを行っております。

次に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成21年度決算及び平成22年度の事業計画並びに予算について報告するものでございます。

まず、平成21年度の事業と決算についてご報告を申し上げます。

公有地取得事業につきましては、事業執行はございません。

また、処分として、（仮称）梅ヶ丘公園広場新設事業用地及び（仮称）五条公園整備事業用地の処分を実施をいたしております。

決算につきましては、収益的収入1億803万5,843円に對しまして、収益的支出1億9,690万35円となり、差し引き8,886万4,192円の当期純損失を生じております。

これは、公有地売却の増加及び設立団体であります市へ9,000万円の寄附を行ったことによるものでございます。

次に、平成22年度事業計画についてでございますが、公有地取得事業では市道五条口線道路改良事業に伴う用地取得を依頼されております。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたしました。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成21年度の事業と決算についてご報告申し上げます。

事業といたしましては、広報啓発事業として広く協会事業の紹介を行うとともに、国際交流促進事業として市内小学校や民間交流団体が行う自主的国際交流活動を支援をいたしました。また、協会20周年記念事業の調査研究といたしまして、立命館アジア太平洋大学、別府国際交流プラザを視察をいたしました。

さらに、国際交流事業といたしまして、太宰府市民政庁まつり参加、フレンズベル倶楽部メンバーのつどい、セカンドファミリー事業、日本文化体験講座などを実施し、市の国際交流員を講師といたしまして韓国語講座を開催をいたしました。なお、国際ボランティア募集として在任外国人を対象とした日本語教室を委託により実施をいたしております。

決算のうち収入につきましては、基本財産2億円の運用利息280万円及び会費収入40万1,500円のほか、前年度繰越金を合わせて合計608万7,450円となっております。支出につきましては、事業費及び管理費を合わせまして345万5,061円で、繰越額が263万2,389円となっております。

次に、平成22年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、平成21年度と同様に広報啓発事業、国際交流促進事業、国際交流事業、国際ボランティア事業の4つを柱として継続をし、そして市民団体の自主的交流活動を支援していくとともに、市民と外国人や留学生との交流によって国際理解が深まる事業を積極的に展開していく予定といたしております。

予算につきましては、収入として492万7,000円を見込み、支出として事業費を307万8,000円、管理費を184万9,000円見込んでおります。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告させていただきました。

次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」ご説明を申し上げます。

まず、平成21年度の事業と決算についてでございます。

主な事業といたしましては、いきいき情報センターを初め5つの施設の管理、運営と文化スポーツ振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業等開催や団体及び人材等の情報収集と広範な情報提供を行ったところでございます。

この結果、財団が管理、運営しております全施設の利用者数は、42万6,000人の方に利用していただきました。

今後も多様化する市民のニーズにこたえるため、サービスの向上を図りますとともに、施設の管理、運営に全力を注いでまいります。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、指定管理料収入、補助金収入、施設利

用料収入、自主事業収入等を合わせまして、合計2億5,284万7,114円となっております。また、前期繰越収支差額4,158万7,256円を合わせて、合計2億9,443万4,370円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費、市民図書館費等を合わせまして、合計2億4,622万1,182円となっております。

次に、平成22年度の事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、生涯学習支援事業や展示・教育普及事業、あるいは健康推進を図るスポーツ振興事業といたしまして、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館の文化施設で合計229の教室や講座、イベント等を計画をいたしております。

次に、予算につきましては、4施設の指定管理料収入と自主事業収入、施設利用料収入等を合わせ、一般会計として収入2億6,308万円を見込み、支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費で、収入と同額を計上をいたしております。

簡単でございますけれども、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第13まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第11、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」から日程第13、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第33号から議案第35号まで一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」をご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、市税条例の一部を改正するものでございまして、改正法の適用が本年4月1日のために、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容を申し上げますと、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の改正についてでございます。平成21年度改正におきまして、65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者について、公的年金等所得に係る所得割額は普通徴収することとなったところでございますが、今回の改正で普通徴収によります窓口等での納付の手間が新たに発生するなどの理由から、給与所得のある場合は原則として給与からあわせて特別徴収できるものとするものでございます。

そのほか内容につきましては、主に関係条文を整備したものでございます。

次に、議案第34号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」をご説明を申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布をされまして、4月1日から施行されるに伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容につきましては、厳しい経済情勢が続く中で、中間所得者層の負担に配慮しながら低所得者層の国保税の軽減を図るために、国保税の基礎課税額の限度額を3万円、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1万円引き上げ、課税限度額を59万円から63万円に改正するものでございます。

また、国保税を減額賦課する際、応益割合にかかわらず7割、5割、2割軽減を可能とする条文の改正でございます。

次に、企業の倒産、解雇などによって離職を余儀なくされた非自発的失業者が国保に加入す

る際、失業から一定期間、前年の給与所得を100分の30として計算を行い、非自発的失業者の国保税の負担軽減措置を講ずるためのものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

次に、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」をご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことに伴いまして、専決処分をさせていただきます。

改正の内容につきましては、関係条文を整理したものでございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第11から日程第13までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありますか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、専決処分をされましたが、この法律案については、与党は賛成で、野党の5つの政党が地方税法の改正については国会で反対をいたしております。それが、昨年からの子ども手当の関係もありまして、まず、扶養親族年少控除や特定控除が廃止をされるという内容もかかわっております。それから、やはり証券優遇税制が、本来20%を、そういう株式投資の税金を10%減額しているということがあります。それから、地方税法の改正の中で、ある一定、たばこ税の地方交付金が増額になった部分もありますし、不動産取得固定資産税、都市計画税についての一定の地方自治体に対する優遇措置が含まれていることも改正内容の中にありますが、先ほど市長から言いましたように、公的年金の所得税の天引き、これはあくまでも本人が天引きをしないでいただきたいということもできることになっております。そういう状況で、地方税法の改正の中でいい面もあるわけですが、大変、地方自治体に対する年少控除の廃止やさまざまな形で国の補助金の減額の関係が入っておりますし、市民に対する負担増になる面が条文の中に何項か入っておりますので、この太宰府市税条例の一部改正する条例については、国会では我が党を初め野党全員で反対をいたしておりますので、賛成できない態度表明を行つときます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ございませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 今、武藤議員から討論のほうのがあってお話がありましたけども、今回の今提案されている専決処分に関しましてのこの部分に関しましてはですね、所得税法そのもの全体じゃなくて、市長から説明があった公的年金を特別徴収というのかな、にするという部分だけの専決処分なのか、要するに扶養家族等のものもこの中に入っているのかどうかね、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（和田有司） 個人住民税の年少扶養控除ですね、この関係につきましては、住民税の課税最低限度額等の改正、それから扶養控除につきましては子ども手当、高校の無償化の対象等によりまして上乗せ分等も含めまして廃止がされていると。したがって、特定扶養控除が廃止をされ、それによりまして住民税の課税が行われるということですね。

以上のことで、入っております。

○議長（不老光幸議員） いいですか。

（13番清水章一議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 議案第33号の専決処分について反対の立場で討論をさせていただきます。

昨年の総選挙で政権交代後初めての税制改正で、今回どのような地方財政への関連法案を改正するかが注目されておりました。地方交付税法では、地方の財源不足が3年にわたって生じた場合については、地方行財政制度の改正または交付税率の引き上げを定めています。しかし、現状では15年連続して地方財政の財源不足で従来の行財政制度の改正では限界があることが示されていましたが、今回の改正では地方交付税の法定率引き上げは行われませんでした。さらに、財源不足の約10兆7,000億円を国と地方で折半することとした旧政権時代の合意である折半ルールを引き継いだもので、地方財源不足に対する国の責任を果たしているとは言えません。地方税法についても、民主党のマニフェストにはなかった個人住民税の年少特定扶養控除の廃止、縮減を行い、過去最大規模の増税をもたらしました。

6月から全国で支給が始まっております子ども手当の月額2万6,000円の支給の補償がないにもかかわらず、増税となる個人住民税の扶養控除等の廃止は恒久措置とされ、是正策がはっきり示されておられません。またさらに、特例措置の見直しの関係では、先ほど武藤議員からも討論の中でありましたが、昨年の6月議会で私も専決処分への反対討論で指摘しました証券優遇

税制も継続される内容が含まれており、大企業、大資産家への対応が何ら示されている形跡が見られませんので、提案されております議案第33号の専決処分の承認には反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 先ほど武藤議員からもお話がありましたように、所得税法等にかかわる税制に対しては公明党は反対いたしております。先ほどちょっとその面で専決処分についての内容について確認をしましたところ、そういった扶養控除等の廃止の分も含まれているということでございますので、賛成できませんので反対の討論をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第33号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第33号は承認されました。

〈承認 賛成13名、反対5名 午前10時36分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第34号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 2点質疑させていただきますが、まず、非自発的失業者の方の100分の30で計算する軽減措置の対象の方がどれぐらいになるのかということと、あわせて最高税額の関係ですね、それが引き上げになる方がどれぐらいの世帯おられるのか、それぞれお示してください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） まず、非自発的失業者の対象者ってことでございますけれど、4月1日から適用されております関係で、見込みとして何人というところまで現在ありませんが、今、出ている範囲では84件出されております。

それから、引き上げの関係の世帯数でございますけれども、予定として252世帯というふう

に今のところ考えているところでございます。

（2番藤井雅之議員「わかりました」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） いいですか。

（2番藤井雅之議員「はい」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、今回、国保税の最高税率が47万円から50万円に3万円上がります。それから、後期高齢者支援金が12万円が13万円ということで1万円、4万円上がりました。介護給付金の10万円はそのまま据え置かれておりますが、まず、高額所得者はこれで頭打ちになるわけですが、まず、この引き上げの対象者ですか、高額所得者は大体どのくらいぐらの世帯数があるかというのを、もう国民健康保険証の発行がありますが、その件で1点と、一番大きな問題は、法律で就学前の子供のおる世帯には健康保険証を本人、児童・生徒だけ使えるような形になりますが、保護預かり、滞納による健康保険証を保護預かり世帯がどのくらいあるのかというのが2点目です。

3点目に法的には7割減免、5割減免とありまして、2割減免は以前は申請でしたが、今後は2割減免も法的に減免をして納税通知を発送という、もうこの準備は整っていると思いますが、6月1日の基準値にありますので、この辺についてわかる範囲だけ報告いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） まず、1点目の最高限度額の世帯の関係、先ほども申し上げましたとおり、252世帯ということでございます。

それから、減免の関係につきましては、当初賦課、今やっている最中でございますので、当然これは最初から減免というところでそこは賦課をさせていただくということでございます。

それから、2点目のことがちょっと私、意味がわかりませんが、保護預かりというふうにおっしゃったんですか。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 国民健康保険の加入世帯が8,000近くあると思うんですが、今滞納額も5億円ぐらいになっていて、収納率向上に担当課、収納課あたりが努力をいただいているわけですが、滞納している場合は、本来は資格証明書か短期保険証という状況になってますが、健康保険証をやはり納税相談なしではお渡しできないですよというのが国の指導なんですね。こういう状況の中で、健康保険証を郵送されない方、納税相談に来ないと健康保険証を渡さないという、こういう状況がこの国会の中で決められて、地方自治体に対する指導がなされております。今度の国会でも、健康保険証がもらえない、そういう滞納者について生活困窮で100万円の所得があったら10万円、200万円の所得があったら20万円、300万円の所得があると30万円、もう500万円以上の年収があると、最高額の、はっきり言って50万円になると。それに後期とか支援金とか介護とか入ってきますから、本当に所得の少ない人ほど国民健康保険税が払えないという状況になると思いますが、そういう状況の中で健康保険証のもらえない世帯は現在のところ予定としてはどのくらいですかというふうにお聞きをします。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（和田敏信） 失礼しました。

今ちょっと賦課の途中で、保険証の発送、当然あわせて行っているわけですが、今のところ見込みといたしまして資格証明書発行いたしますので、その件数が約1,200件というふうになっているところでございます。

(19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今回の地方税法の改正の関係で非自発的失業者の方などへの国保税の算定額を前年の給与所得100分の30で計算する軽減措置が2年間の時限的な対応とはいえ盛り込まれている部分については、評価をいたします。しかし、最高課税額を現行から引き上げることにより、先ほど答弁で対象世帯数いただきましたが、252世帯への市民生活への影響が出ることは容易に想像ができます。国は地方自治体に負担を押しつける一方で、国から国保への国庫負担は3割を切っている状況で、この大もとを改めなければ、またさらなる保険税の引き上げ、それによって払いたくても払えない人が増加するというような負のスパイラルに陥ることも想像できます。国に対して国庫負担の抜本改善を求める対応策が必要であるということを指摘して、議案第34号の専決処分の承認には反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今、同じ会派の藤井議員が討論をされておりまして、質疑も行ったように、国民健康保険は応能、応益が平等になりですね、当然国が出さなきゃならない補助金が毎年削られる。福岡県の補助金も、本当に微々たるもので、地方の国民健康保険の運営は大変な状況になる。滞納の悪循環になる。しかも、今、質疑の中であったように、納税相談に応じなければならない方々、短期保険証の対象者が約1,200件あるという状況もありまして、こういう引き上げによって高額所得者については上限がありますけど、やはり所得割、均等割、平等割で見ると、本当に所得の少ない方ほど、特に年間300万円ぐらいの方々に大変な負担になるという状況がありまして、国会でも私ども、国民健康保険の改正には反対をいたしておりますので、専決処分には賛成できないことを明らかにしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第34号を承認することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第34号は承認されました。

〈承認 賛成15名、反対3名 午前10時46分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第35号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例)」について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第35号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

よって、議案第35号は承認されました。

〈承認 賛成18名、反対0名 午前10時46分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第19まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第14、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」から日程第19、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長(井上保廣) 議案第36号から議案第41号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第36号「太宰府市表彰条例の全部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、表彰の種類及び表彰に関する基準等の見直しを行ったことから、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第37号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第39号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの3議案につきましては、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

今回の主な条例の改正におきましては、子育てや介護など家庭の状況から時間的制約を抱えている時期の労働者について、仕事と家庭の両立支援策を充実することを目的として、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されることに伴いまして、関係条例の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、配偶者が育児休業等を有している職員や専業主婦である職員も育児休業等を取得することができるようにすること、また、男性職員には子の出生の日から産後期間中の最初の育児休業を取得した場合には再度の育児休業を取得することができる制度の改正や、子を養育するため幾つかある短時間の勤務形態から選択した上勤務に従事する育児短時間勤務制度の導入などでございます。

なお、これらの育児休業等に関する条例の改正に関連をいたしまして、勤務時間や給与に関する条例の整備も出てまいりますので、あわせて改正をお願いするものでございます。

次に、議案第40号「職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、労働基準法の改正により時間外勤務代休時間制度が新設されたことによりまして、これまで職員が給与を受けながら職員団体のための活動ができる期間として休日及び代休日並びに年次休暇並びに休職の期間に加え、時間外勤務代休時間を追加するものでございます。

次に、議案第41号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴いまして、市税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、子ども手当による扶養控除の見直しに伴い、扶養親族の情報に関する現行の情報収集の仕組みを維持するために、所得税法の規定により給与所得者または公的年金受給者で扶養控除等申告書等を提出しなければならない者に対し、個人住民税に係る扶養親族申告書の提出義務を課するための改正でございます。なお、平成23年1月1日以降に提出される申告書について適用するものでございます。

次に、市たばこ税の税率の改正でございます。

たばこ税については、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するために将来に向かって税率を引き上げていく必要があり、この方針に沿って、平成22年10月1日から国と地方を合わせた1本当たり3.5円の税率引き上げを行うとされたものでございます。

市たばこ税の税率の改正内容につきましては、たばこ1,000本につき3,298円を4,618円に改正し、1,320円の引き上げとなりまして、さらに、旧三級品の紙巻たばこに係る税率について

も、1,000本につき1,564円を2,190円に改正し、626円の引き上げになっております。

次に、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の創設でございます。これは、金融所得課税の一本化の取り組みの中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から実施される上場株式等に係る税率20%の本則税率化にあわせまして、所得価格ベースで1年間100万円、最大3年間で300万円の新規投資に係る配当及び譲渡益が非課税となるものでございます。施行期日につきましては、平成25年1月1日施行となっております。

そのほかの内容につきましては、関係条文を整理したものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第20から日程第30まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第20、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第30、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第42号から議案第52号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第42号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、いきいき情報センターの管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定についてなど、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第43号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、運動公園の管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第44号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、体育センターの管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでござい

す。

次に、議案第45号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、史跡水辺公園の管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第46号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本案は、太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋、いわゆる大宰府展示館に関する条例の一部を改正するものでございます。

現在、大宰府展示館の入館料につきましては、一般の方150円、30名以上の団体につきましては130円と設定をさせていただいており、また、中学生以下と身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方及びこれらの介護者1名について、無料とさせていただいております。

今回の条例改正では、入館料を7月1日から無料とし、今まで以上に多くの方に入館をしていただき、大宰府の歴史を感じていただくとともに、館の活性化を目的に改正するものでございます。

次に、議案第47号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、文化ふれあい館の管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第48号「太宰府市立共同利用施設条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、共同利用施設管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第49号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、公園の管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第50号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会につきましては、本年3月に行動計画の策定を完了をいたしましたので廃止するものでございます。

次に、議案第51号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、女性センタールミナスの管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定について、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第52号「太宰府市立老人福祉センター条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

今回の改正は、老人福祉センターの管理を指定管理者が行う場合、利用料金納付、減免取扱及び使用料を利用料金にそれぞれ読みかえる規定についてなど、関係規定の整備を行うものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第53号 平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第31、議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第53号「平成22年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ5,189万7,000円を追加をし、予算総額を199億6,235万5,000円をお願いをするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、失業者対策としての緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費、五条駅駐輪場内に設置する消防団本部詰所整備工事費、小・中学校に通級指導教室を設置するための費用、それから地域経済活性化支援事業としてのプレミアム付き商品券発行事業補助金、文化庁から委託を受けております地域伝統文化総合活性化事業費、その他大宰府展示館の入場料無料化に伴う指定管理料の増などを追加させていただいております。

また、あわせまして梅林アスレチックスポーツ公園の機械警備等業務委託料と大宰府展示館指定管理料の債務負担行為の追加2件について補正をさせていただいております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月4日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は6月4日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時04分

~~~~~ ○ ~~~~~